

上田市 利用者負担額(保育料)徴収基準額

各月初日の子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担(保育料)の月額	
区分	定義	3歳未満児	
		保育 標準時間	保育 短時間
第 1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0 円	0 円
第 2-1	市町村民税非課税世帯	母子世帯及び父子世帯並びに在宅障害児(者)のいる世帯	0 円
第 2-2		第 2-1 区分を除く世帯	7,500 円
第 3-1	市町村民税均等割額のみ の世帯(所得割課税 額のない世帯)	母子世帯及び父子世帯並びに在宅障害児(者)のいる世帯	6,250 円
第 3-2		第 3-1 区分を除く世帯	13,500 円
第 4-1	市町村民税所得割課税 額 48,600 円未満	母子世帯及び父子世帯並びに在宅障害児(者)のいる世帯	7,500 円
第 4-2		第 4-1 区分を除く世帯	17,000 円
第 5	所得割課税額 48,600 円以上 60,000 円未満	21,500 円	20,000 円
第 6	所得割課税額 60,000 円以上 75,000 円未満	22,500 円	21,000 円
第 7	所得割課税額 75,000 円以上 97,000 円未満	27,500 円	26,000 円
第 8	所得割課税額 97,000 円以上 111,000 円未満	33,500 円	32,000 円
第 9	所得割課税額 111,000 円以上 135,000 円未満	36,500 円	35,000 円
第 10	所得割課税額 135,000 円以上 169,000 円未満	42,500 円	41,000 円
第 11	所得割課税額 169,000 円以上 219,000 円未満	48,500 円	47,000 円
第 12	所得割課税額 219,000 円以上 265,000 円未満	54,500 円	53,000 円
第 13	所得割課税額 265,000 円以上 301,000 円未満	57,500 円	56,000 円
第 14	所得割課税額 301,000 円以上 397,000 円未満	61,500 円	60,000 円
第 15	所得割課税額 397,000 円以上	64,500 円	63,000 円

(注)

- 1 第 2-1、3-1、4-1 階層の定義である「母子世帯及び父子世帯」に該当するのは、原則として児童扶養手当を受給しているひとり親世帯です。また、「在宅障害児(者)のいる世帯」に該当するのは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の保持者、特別児童扶養手当等の支給を受けている児童、又は国民年金の障害基礎年金等の受給者がいる世帯です(手帳の写し等の提出が必要です。)
- 2 一定の条件を満たす場合、利用者負担額(保育料)が軽減されます。軽減の詳細については、裏面をご覧ください。

令和2年度 利用者負担額（保育料）の軽減について

一定の条件を満たす方は、「上田市 利用者負担額（保育料）徴収基準額」に記載された金額から、利用者負担額（保育料）が次のとおり軽減されます。

1 母子世帯及び父子世帯並びに在宅障害児（者）のいる世帯である場合

対象児童	条件	軽減内容
第1子	第5～7階層である	第4-1階層に定める額
	第8～15階層である	「2-1以外の世帯である場合」と同
第2子以降	第3-1、4-1、5～7階層である	100%軽減（無料）
	第8～15階層である	「2-1以外の世帯である場合」と同

2 1以外の世帯である場合

対象児童	条件	軽減内容
第2子	① 第1子が、保育園、幼稚園、認定こども園、児童発達支援センター等に入園している	60%軽減
	② ①に該当せず、第3-2、4-2、5階層のいずれかである	50%軽減
	③ ①～②に該当しない	10%軽減
第3子以降	A1 年上の兄弟が2人以上、保育園、幼稚園、認定こども園、児童発達支援センター等に入園している	100%軽減 （無料）
	A2 A1に該当せず、第3-2、4-2、5階層のいずれかである	
	A3 A1、A2に該当せず、第6、7階層のいずれかであり、保育園、幼稚園、認定こども園、児童発達支援センター等に <u>第1子は入園していないが、第2子は入園している</u>	
	B A1～A3に該当せず、年上の兄弟が1人、保育園、幼稚園、認定こども園、児童発達支援センター等に入園している	80%軽減
	C A1～A3、Bに該当しない	50%軽減

3 備考

- ・ 「母子世帯及び父子世帯並びに在宅障害児（者）のいる世帯」の該当基準は、表面（注）1と同じです。
- ・ 「第〇子」は、生計を一にする児童について、最年長児から第1子…と数えます。なお、別世帯であっても生計を一にしている場合は、その児童も含めて数えます。（市では、別世帯の児童と生計を一にしているかは把握できないため、同一世帯の児童数をもとに算定しています。もし、別世帯に生計を一にしている児童がいて、軽減内容が変わる場合は、速やかに保育課へ届け出てください。）